

## 中央区総合教育会議の運営について

平成27年4月8日  
中央区総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、中央区総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の出席等)

第2条 会議は、区長、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）及び全ての教育委員会委員（以下「委員」という。）の出席のもと開催する。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合は、区長及び教育長の出席のもと会議を開催することができる。

2 前項ただし書の規定により会議を開催する場合は、教育長は、会議終了後速やかに委員に協議内容等を報告する。

3 会議に出席できない委員は、あらかじめその旨を区長に申し出なければならない。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

(会議の招集手続)

第3条 区長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ教育委員会と調整の上、会議の開催日時、開催場所及び協議事項を教育委員会に通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、区長に対して会議の招集を求めようとするときは、あらかじめ区長と調整の上、協議すべき具体的事項を区長に通知する。

3 区長は、前項の規定による通知があったときは、第1項に規定する招集通知を行う。

(会議の公開)

第4条 会議は、次に掲げる場合を除くほか、公開する。

(1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合

(2) 情報を公開することで公益を害するおそれのある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議において又は区長及び教育委員会の双方の合意のもと、非公開とすることを決定した場合

2 会議の傍聴の手続等については、別途、会議で定める。

(会議開催の周知)

第5条 区長は、当該会議の開催が決定したときは、その旨を速やかに中央区ホームページに掲載するとともに、中央区情報公開コーナーに配架する。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第6条 区長は、議事録を作成するとともに、中央区ホームページに掲載し、中央区情報公開コーナーに配架する。

2 前項の規定にかかわらず、非公開の会議の議事録は非開示とする。ただし、会議において当該議事録の開示を決定した場合は、この限りでない。

(議事録の記載事項)

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会及び閉会に関する事項

- (2) 会議出席者の氏名
- (3) 報告事項の概要
- (4) 協議事項の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認める事項  
(会議の庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。ただし、必要があるときは、教育委員会事務局庶務課の協力を求めることができる。

#### 附 則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期が改正法附則第2条第3項の規定により満了する日までの間は、第2条第1項中「、教育委員会委員長(以下「教育長」という。)及び全ての教育委員会委員(以下「委員」という。)」とあるのは「並びに教育委員会の委員長(以下「委員長」という。)、教育長(以下「教育長」という。)及びその他の委員(以下「委員」という。)」と、「区長及び教育長」とあるのは「区長、委員長及び教育長」と、同条第2項中「教育長」とあるのは「委員長及び教育長」とする。